

施策の役割分担と取り巻く状況等一覧表

資料

No.	施策の大綱 (政策)名	対象	意 図				
1	みんなが安心して暮らせるまちづくり	市民	安心して暮らし続けられる				
No.	施策名	対象	意 図	① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)	② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?(平成26年度を見越して)	③ この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	
1	健康づくりの推進	市民	心身がともに健康で暮らし続けることができる	<p>ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)</p> <p>イ)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <p>・健康づくりは、住民一人ひとりの健康についての意識が何よりもまして重要であるので、各人が健康でいたいという意識を持って健康づくりを実践すること ・健康づくりの実践においては、地域ぐるみの取り組みが良い成果をあげているので、地域における共助を基本とした住民の自主的な活動を行う必要がある。</p> <p><メモ></p>	<p>イ)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <p>・行政(市)の役割としては、健康教育、健康相談や訪問指導、定期健診の実施を通じ、健康づくりのための啓発を行うと共に専門的な見地から日常生活における健康づくりの実践に向けた指導を行う。 ・地域における関係機関との連携を図りながら、住民が主体的に活動できるような環境整備(団体のリーダーの育成等)を行う。</p>	<p>② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?(平成26年度を見越して)</p> <p>・特定健診、特定保健指導などにおいては、数値であらわすことができる受診率・実施率に応じてペナルティーが課せられるようになるため、より実効性のある施策の推進が必要となってくる。 ・少子高齢化が進む中で、健康寿命を延ばすと共に、これまでに以上若年層からの生活習慣改善や疾病予防のための施策の充実が求められる。 ・家庭環境や社会情勢の変化から、心に病を持つ人が増えており、職場などにおけるメンタルケアの取り組みが求められている。</p>	<p>③ この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?</p> <p>・地域医療を守るために、医療機関への受診を少なくするために、一人ひとりが健康であることが大切である。(医療関係者) ・一人あたりの医療費が増えていることからその抑制のためにも健康づくりへの取り組みが重要である(議会) ・健康づくりを推進するため健康増進施設をより活用しやすくしてほしい。(市民)</p>
2	医療体制の充実	市民	必要な時に良質な医療が受けられる	<p>住民)・かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つ。 ・救急のコンビニ受診をしない。(適切な受診に心がける) ・救急車を適正に利用する。 地域、団体、行政との協働)病院と診療所の連携による効率的な医療を提供する。</p> <p><メモ></p>	<p>市)・救急医療体制を整備する。 ・市立総合病院の健全経営を行う。 ・救急搬送体制を整備する ・医療機関の適切な受診、救急車の適正利用に関する普及啓発。 県)・志太榛原二次医療圏の医療体制を整備する。 国)・保健医療制度や基準を整備する。地域間の医師偏在の是正。</p>	<p>・高齢化が進行する。 ・22年度の病院の診療報酬プラス改定が見込まれているが、その後は不透明である。 ・21年度からの大学医学部の定員増がなされたが、29年度以降にならなければ医師の増加は見込めない。 ・志太榛原二次医療圏の一般病床数が減少する。 ・市立総合病院が平成25年度に築30年を経過する。</p>	<p>・市立総合病院の医師不足に対して、早期に医師の確保が望まれている。(市民、議会) ・市立総合病院の経営赤字が続いているため、経営の健全化が求められている。(市民、議会)</p>
3	自立支援体制の充実	福祉支援を必要とする人	自立して心豊かに暮らすことができる	<p>福祉支援を必要とする人⇒自立に向けて、病気の治療、リハビリ並びに就労に向けた積極的な取り組みを行う。 支援を必要とする人の親族等⇒支援を必要とする人への経済的、精神的な援助及び生活面での手助けを行う。 地域⇒支援を必要とする世帯の見守り、社会参加の促進をはかる。 事業所⇒福祉支援を必要とする人(高齢者、障害者)を雇用につとめる。 サービス提供事業所⇒支援を必要とする人に対する適切なサービスの提供を行う。</p> <p><メモ></p>	<p>市⇒支援を必要とする人たちが、地域で安心して生活し、自立に向けた取り組みができるよう、住民に対する意識啓発、相談体制を充実させ、金銭的な給付を行うとともに安定的なサービスが提供できるよう施設の充実を図る。 国・県⇒十分な経済的支援やサービス体制が図れるよう、制度の拡充に努める。</p>	<p>・高齢化の進展に伴い障害者手帳保持者や要介護者、生活保護世帯など支援を必要とする人たちが増加することが予想される。 ・政権交代に伴い、既に生活保護に係る母子加算が復活され、さらに今後障害者自立支援法の廃止が検討されていることから、福祉施策が大きく転換することが予想される。応益負担から応能負担への変化は継続されると思われる。</p>	<p>障害者・高齢者の方の入所・通所施設の整備・拡充。経済的負担の軽減。(団体及び親族等からの要望) 障害者自立支援法に基づく個人負担の軽減。福祉施設の整備・拡充。福祉施設に対する支援の強化(議会)</p>
4	子育て支援の充実	現在の子育て世代(妊産婦・保護者) 将来の子育て世代	安心して産み育てることができる	<p>・保護者は、子育ての第一の責任者として家族で助け合い、子どもが健やかに育つ環境づくりに努める。 ・地域は、地域ぐるみで子育てを支えていくとの意識を持って保護者、子どもに接する。 ・事業所は、国等の子育て施策を認識し、環境整備に努める。</p> <p><メモ></p>	<p>・国は、少子化対策、子育て支援について総合的な施策を策定し、県、市への支援を行なうと共に、経済的負担の軽減を図る。 ・市は国、県と共に保護者の支援に努めると共に将来子育てを行う世代への情報提供や環境整備を行う。</p>	<p>・今後、出産年齢の上昇に伴い、出生数は減少していくものと考えられる。また働きながら子育てをする世帯が増えるものと思われる。 ・国は子育てに関する経済的負担軽減を進めていく方針。 ・核家族化の進展等により、子育ての経験が少なく、他の人に相談しにくい状況の保護者に対する支援を進める必要性が高まる。</p>	<p>・子育てに関する心配、子どもの行動が理解できないなどの相談が増えてきており、子育てに関する情報提供を望む声がある(保護者) ・子どもを預けたい時に預けることができる保育、学童のサービスの充実をはかるべき(議会・住民) ・不妊治療などへの助成などの支援を求める声がある(住民)</p>
5	地域で支え合う福祉の推進	市民	地域で互いに支え合うことができる	<p>市民⇒近所同士の声かけなど地域福祉活動の実践。福祉活動への積極的な参加や地域の福祉団体(ボランティア団体等)への協力。 社会福祉協議会⇒地域福祉のための団体の育成など組織体制づくりや人材育成。 福祉団体⇒行政と連携し、地域福祉を広めるための市民への啓発及び活動。</p> <p><メモ></p>	<p>市⇒地域福祉計画の策定とその推進。社会福祉協議会や福祉団体への支援。地域福祉活動に対する意識啓発、活動の場(施設)の提供や人材の育成。 国・県⇒地域福祉活動に対する経済的支援。市に対する指導。福祉活動の指針の策定及び根拠となる法の整備。</p>	<p>・焼津市においても近所同士のつきあいが希薄となりつつあり、今後もその傾向は続くものと思われる。</p>	<p>福祉拠点としての施設整備(総合福祉会館の駐車場の確保等)。施設利用の市民負担の軽減及び利用制限の撤廃(市民) 施設利用の市民負担の軽減及び利用制限の撤廃(議会)</p>

No.	施策の大綱 (政策)名	対 象	意 図				
2	安全で快適なまちづくり	市民、市域	安全で快適に暮らせる				
No.	施 策 名	対 象	意 図	① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)	② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?(平成26年度を見越して)	③ この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	
				<p>ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)</p> <p>イ)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p>			
1	災害に強いまちづくり	市民、市域	災害から生命・財産・市域を守る	<p>・住民は、災害に備え、日頃から各家庭でできる防災対策を実施する。</p> <p>・地域は、日頃から災害に備え、防災活動を行う。また災害発生時には、自主防災会等地域住民の力を結集し、災害活動と復旧活動に努める。(行政が広範囲にわたる各事業に即時対応を行うことは不可能である)</p> <p>・事業所は、災害に備え、各事業所内での防災対策を講じると共に、災害発生時には、地域における災害活動、復旧活動に協力する。</p> <p><メモ></p>	<p>・東海地震説が昭和51年に発表されて以来、市民の不安は大きく、日々このことから気持ちが拭い去られていない。平成21年8月11日駿河湾を震源とした地震(市内の最大震度6弱)が発生し、建物の瓦の落下、ブロック塀の倒壊等、約1,100件の被害が出たことや、今後30年以内に東海地震が発生する確率は87%と言われており、益々地震に対して行政及び住民による防災対策が必要となってきている。</p> <p>・国、県においても、河川、港湾、海岸等の施設を市内はもとより、市域を超えての施設について整備及び維持する施策に取り組む</p>	<p>・安全で安心して暮らせるまちづくり政策に対する重要度は、上位に位置づけられている(H20年度実施の市民意識調査結果)</p> <p>・地域の防災対策の強化や公共施設及び住宅の耐震化や津波に対する対応等の意見がある(議会)</p>	
2	良好な住環境の実現	市民、市域	住みやすくなる	<p>・市民・事業所は、住んでいる地域のまちづくりには、積極的に参画し、住民主体のまちづくりを進める。</p> <p>・市は、積極的にまちづくりへの住民参画の機会を設け、また都市計画に関わる各種制度などの広報に努める。</p> <p>・公園等公共施設の管理において、住民ができることは、住民の力でやる。</p> <p>・宅地開発業者は、良好なまちづくりにつとめる。</p> <p><メモ></p>	<p>・国・県は、法令や基準の整備を通じ、適切な誘導を図り、必要に応じて補助制度などの支援を行う。</p> <p>・市は、積極的にまちづくりへの住民参画の機会を設け、また都市計画に関わる各種制度などの広報に努める。</p> <p>・また、土地区画整理事業や公園整備事業、住宅供給事業などを通じて計画的な住環境の整備を進める。</p>	<p>・現時点においては、大きな変化はないが、今後の国、県の動向には注意が必要である。国、県の支援にたよらずに住民自らが良好な住環境の実現に向け、協働での環境整備に取り組むことが求められている。住民の中には、自らができることをやろうとする団体などができてきており、地域によっては、住民によるまちづくりがなされてきている。</p> <p>・市内においては、老朽危険住宅等が目立ち始め、十分に管理がなされていない空き家が増えるという問題が更に深刻化することが予想される。</p>	<p>・区画整理事業、住宅市街地総合整備事業については、早期に完成することが望まれている(対象地域の住民、議会)</p> <p>・公園が少ない地域があるため更なる整備や緑化の推進が求められている(住民)</p> <p>・危険な老朽住宅を早期に除却することや空き家対策が求められている(住民)</p>
3	移動しやすい交通ネットワークの充実	市民、市域	移動しやすくなる *ここでいう移動は道路(車、自転車、歩行、バイク)、バス、電車を利用しての移動を考える。	<p>・市民は、道路整備や区画整理事業に伴う道路整備等の公共事業について、その必要性を理解し、協力する。(必要に応じた計画策定段階からの参画、道路の維持管理等)</p> <p>・交通安全及び排ガス等の環境の観点からも、バス等の公共交通機関を積極的に利用する。</p> <p>・公共交通機関を運営する事業所は、電車・路線バスの安全、定時性の確保を行う。</p> <p><メモ></p>	<p>・県は市内の幹線道路網のうち、国道・県道の整備や維持管理に取り組む。</p> <p>・市は、幹線道路や生活道路、駅前広場などの基盤整備や補修等の維持管理に取り組む。</p> <p>・移動手段の確保及び公共交通バスの充実を図るため、事業者及び利用者との協議・調整を積極的に進める。</p>	<p>・道路整備など公共事業への投資額が減少する中、市内の交通ネットワークの充実を図り、市民の円滑な移動を確保するための道路の整備の進捗は遅延していくことになる。</p> <p>・市内の高齢化率が上がることで、核家族化により車等での移動手段を持たない世帯が増加するため、バス等の公共交通機関充実への要望が増えるものと思われる。</p> <p>・平成24年度に新東名高速道路が開通し、現東名高速道路との接続による交通量の増大が市内の一部で予想される。平成22年度より焼津吉田間に本線直結のスマートインターチェンジを事業化する。</p>	<p>・幹線道路については、国道150号の渋滞解消のための整備促進要望が出されている(地元自治会や議会)</p> <p>・生活道路については、狭隘な道路の改善や道路排水の改善に伴う道路改良要望が多く出されている(各自治会)</p> <p>・自主運行バスの運行経路については、運行空白地域への乗り入れ等の見直し要望が出されている(住民や議会)</p> <p>・自主運行バスに低床バスが導入されたにもかかわらず、車いすの乗り入れができないバス停がある、乗合バスのバス停に点字での時刻表を掲示して欲しい(住民)</p>
4	安全な水の安定供給	市民、市域(給水区域)	安全な水道水を安定的に使用することができる	<p>住民は、給水装置(水道本管から蛇口まで)を適正に維持管理する。水道水を適切に利用し、使用料金を支払う。</p> <p><メモ></p>	<p>・市(水道局)は、水道施設を適正に維持管理し、住民に対し安全な水道水を安定的に供給する。効率的な事業運営を行い、水道事業の健全経営を維持する。</p> <p>・広域水道企業団は、水源の確保及び水道用水の安定供給を行う。</p>	<p>・水需要の低迷が続き、水道事業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、水道局は安全な水の安定供給という使命を果たすということだけでなく、効率的な事業運営も求められている。</p> <p>・焼津市の水需要予測は、節水意識の高揚や節水機器の普及等により今後も減少する見通し。</p>	<p>・安全な水道水の安定供給の維持(住民)</p> <p>・更なる効率的な事業運営が求められている(議会)。</p>

No.	施策名	対象	意図	① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)		② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?(平成26年度を見越して)	③ この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?
				ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)	イ)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)		
5	交通事故のないまちづくり	市民、市域	交通事故にあわない、起こさないようになる	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、交通ルールやマナーを守り交通安全に努める。 ・地域及び事業所は、交通安全活動の実施により、交通安全意識の普及や徹底を図り、交通事故の防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市・・・関係団体の協力を得て、交通安全街頭キャンペーン等の事業を実施し交通事故防止の啓発に努める。 また、車や自転車、歩行者の安全な通行を確保すべく、交通安全施設(歩道、交差点内のカラー化など)の整備を進め、交通事故防止に取り組む。 ・県、国(警察を含む)・・・法整備の強化、シルバーゾーンの指定などによる啓発・指導・注意に留まらず積極的な交通違反者への取り締まりと共に、違反者の検挙を行う。また、必要に応じた交通安全施設の整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化がますます進む中で、高齢者に対する交通安全教室の実施など取り組みが必要となってくる。 ・運転免許保有人口や自動車保有台数が増加する中で、高齢者ドライバーが起こす交通事故が増加傾向にあり、免許証返納対策も重要な課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全活動を行っている団体に対する旗やジャンパー等の活動資材の提供や交通安全施設(歩道、信号機、横断歩道など)の設置などの要望が寄せられている。(自治会をはじめとする市民、議会)
			<メモ>				
6	犯罪のないまちづくり	市民、市域	犯罪被害にあわない、犯罪を起こさないようになる	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、「自分のまち、自分の身は自分で守る。」という意識を持つためにも自らが防犯対策を行う。また、地域の防犯活動として防犯パトロールなどの自主的活動に積極的に取り組む。 ・地域は、犯罪をおこしにくい環境とするため防犯パトロールや防犯灯の設置など地域としての防犯活動に積極的に取り組む ・事業所は、自らが所有し管理する施設及び事業活動において、安全の確保に努めると共に、地域の防犯活動に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市・・・警察等の関係機関・団体からの情報を市民と共有し、焼津地区防犯協会の活動と共に各防犯活動団体(地区安全会議・地域安全推進協議会等)との連携により、地域が一丸となって防犯活動ができるよう支援する。市民に対する防犯意識向上のための啓発を行う。 ・県、国(警察を含む)・・・犯罪情勢の公表により情報の共有を図ると共に犯罪検挙に重点を置き犯罪の抑止を図る。また、近年振り込め詐欺などの新たな犯罪が、全国的に発生していることから、法制度の整備により被害の未然防止対策に積極的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、益々核家族化と共に高齢化が進む中で、地域が見守り被害防止(振り込め詐欺、空き巣、忍び込み等)を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯活動のために車両を使ったパトロールを行っている団体等から活動資金の援助を求められている。(地域の自主的団体等)
			<メモ>				
7	消費者の自立と保護	市民	賢い消費者となる	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識や情報を取得し、消費者被害にあわないように気をつける。 ・地域は、一人暮らしの高齢者や重度障害者(認知症)など消費者被害に遭う可能性が高い人に対して、民生委員や介護事業者などと協同して、「見守り」を行う。 ・事業所は、消費者本位に立ち消費者との取引において公正かつ適正な取引により消費者からの信頼を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、消費者が自立した行動が取れるよう消費生活に伴う情報の提供、消費者への意識啓発、相談、消費者と事業者との交渉の仲介を通じ、被害の未然防止に努める。 ・県は、専門的相談、広域的苦情相談の窓口機能を担う。 ・国は、消費者基本法に基づき、消費者の権利の尊重などの基本理念にのっとり消費者保護政策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年9月より「消費者庁」が発足し、今後の政策には消費者の目線がより重視されてくる。 ・消費者からの相談内容が高度化、複雑化していくため、消費生活相談員に対して、より広範な知識が要求される。 ・消費者被害に関わる情報の共有化のためのデータベースやネットワークの構築が進む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者金融に対する啓発をもっと積極的に行って欲しい(労働者団体)
			<メモ>				

No.	施策の大綱 (政策)名	対象	意 図				
3	豊かな心を育てるまちづくり	市民	豊かな感性が育まれる				
No.	施策名	対象	意 図	① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)		② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?(平成26年度を見越して)	③ この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?
				ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)	イ)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)		
1	豊かな感性をもつ幼児の育成	乳幼児	基本的な生活習慣を身につける	<ul style="list-style-type: none"> 家庭において、愛情あふれ、ふれあいのある家庭での教育がなされることが基本である。 地域は、家庭との連携により子ども及び保護者とのコミュニケーションを通じ、基本的な生活習慣を身につける手助けを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、幼稚園や保育園に入りやすい環境を作る。また乳幼児期に基本的な生活習慣を身につけるための保護者への情報提供を行う。円滑な学校教育へと結びつけるための幼稚園・保育園と学校との連携機会の提供。 国・県は、幼児教育の指針となる指導要領等を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 多動など発達障害を持つ子どもが顕在化してきており、その対策が具体化してくると思われる。 共働きの保護者が増えていることから保育園の待機児童対策の重要性が高まる。 保護者のニーズが変化の中で、幼稚園と保育園の役割や幼保一元化の検討が進むものと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育環境の整備に対する要望(保育所待機児童の解消、幼稚園、保育園の施設の耐震化等)が多い(保護者、議会)
2	生きる力を育む学校教育の充実	市内小中学校の児童・生徒	知・徳・体にすぐれる	<ul style="list-style-type: none"> 地域は、「読み聞かせ」や「職業体験学習」等の総合学習の実施、「子ども見守り隊」等の安全安心な学校づくりへの協力を通じて、学校だけではできない教育活動の推進を図る。 家庭は、子どもに年齢に応じた望ましい生活・学習習慣を身につけさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の役割としては、小中学校の設置者として学校の管理・運営を行う。更に学校の施設設備の充実を通して安全安心な学習環境の維持・確保、また、教材教具、備品等の整備を通じて質の高い学習環境の維持・確保、学校が必要とする非常勤職員等の配置など、個に応じた指導を進める上での人的な支援を行っている。 県は、教員の配置と指導力の向上を目指した研修等を実施する。 国は、教育の学習指導要領を示すと共に、その実現に向け、市や県への財政的支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国や県の教育行政の流れから見て、地方分権が進み、義務教育に関わる市町の教育委員会の責任は一層大きくなると思われる。これまでの、ハード面を主体とした市の教育行政の見直しが進められる。例えば、教職員の資質や能力の向上を目指した教職員研修、支援員等の市単独での学校職員の配置なども求められると予想される。 県の方針としては、教職員を配置し、35人以下の少人数学級での教育を実施することとしている。また県立高校に中学校を併設する学校(中高一貫もしくは中高連携校)も出てきており、多様な教育機会が提供されるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 知、徳、体の育成において、基礎学力の一層の定着、非行問題や不登校問題の解消が求められており、運動面での小中学生の活躍についても関心が高く、更なる支援を求める意見がある。(議会、保護者)
3	生きる力を伸ばす社会教育の充実	市民	社会生活・家庭教育が充実する	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、自らの教養を高めるための学習活動を行うと共に、その成果を地域活動などに活用する。 家庭では、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るための家庭教育力を高めることが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、市民や団体等に対し家庭教育の向上や学習活動を行うことを奨励し、学習機会の提供や情報提供、環境整備(社会教育施設の整備等)を行う。あわせてそのための人材育成を行う。 国県は、関連する法令等の整備及び市町村ではできない広域での環境整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の地方分権推進委員会の勧告では、これまで設置が義務付けられていた教育委員会の設置を首長が判断できるように見直される。また社会教育委員会、公民館運営審議会などの委員構成の制限が撤廃される。 これまで社会教育との連携が十分ではなかったニートや引きこもりの若者、非行青少年に対する支援の強化を目的とする子ども・若者育成支援推進法がH22年度から施行される見通しであり、それに対応した家庭教育や社会教育活動支援が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した公民館、図書館の更新を求められている(市民) 放課後の子どもの居場所が少ない(議会) 専用の展示施設が欲しい(文化団体)
4	芸術文化の振興と伝統文化の継承	市民	<ul style="list-style-type: none"> 芸術文化に親しみ、豊かな心を持つ 伝統文化を継承し、郷土愛を醸成する 	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、一人一人が芸術文化のさまざまな取り組みに積極的に参加し、芸術文化活動に取り組んでもらう。また、伝統文化・文化遺産の価値を理解してもらい、芸術文化活動に取り組むことにより市の芸術文化水準を高めてもらう。 文化遺産所有者及び無形文化財継承団体は、積極的に保護・継承に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 市・県・国は、文化水準向上のために良質の催事及び文化活動の場を提供する。文化財を指定し、認知を図る。 市は、文化遺産の調査・発掘並びに保護・活用、文化遺産所有者に対する支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化関係団体の高齢化が進んでおり、人員の減少が予想される。 国民文化祭を機にした交流が進んでいくと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 優れた技術を持った人を顕彰するべきだとの意見がある。(議会) 保存されている資料を保存するだけでなく、積極的に市民に開示すべきだとの意見がある。(議会)
5	焼津らしい平和教育の推進	市民 国民	核兵器の廃絶を希求し平和を愛する心を持つ	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、水爆被災体験を持つ本市の住民として、核兵器の廃絶に向けた情報発信を続ける。 具体的には、第五福竜丸事件6.30市民集会や平和祈念式典に参加することなどを通じて、平和を願い、他の人に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、平和都市焼津宣言などの趣旨の理解と啓発を通じて、市民共通の願いである恒久平和意識の高揚を図る。 第五福竜丸事件6.30市民集会の開催を継続することにより、事件の周知・継承を図り、核兵器廃絶に向けた取り組みを進める。 学校教育(焼津らしい社会科副読本など)や社会教育の機会を通じて平和教育を実践する。 「焼津平和賞」を創設するなど、焼津から平和のメッセージを国内外に発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 世界中の核兵器廃絶に賛同する国・地域・都市の集まりである「平和市長会議」への加盟団体の増加 オバマ大統領の提唱する「核兵器のない世界」の進展が期待される 広島市及び長崎市による2020年夏季五輪招致活動(焼津市としての応援) 	<ul style="list-style-type: none"> 平和事業のための指定寄付の申し出があるなど平和教育の推進を更に進めるべきとの意見や要望がある(市民) 第五福竜丸の記念碑(記念館)を市内に建立すべき(議会) 核廃絶運動の原点は第五福竜丸と言える。これからの焼津市の取り組みに期待したい。(広島市長) 第五福竜丸の模型等の購入を求める署名簿が提出された。(市民)
6	スポーツ・レクリエーション活動の振興	市民	運動習慣を身につけ楽しみながら体力を維持向上させる	<ul style="list-style-type: none"> 住民は、様々なスポーツ・レクリエーション活動に意欲的に参加する。 地域や各団体は、自主的に各種教室やイベント等のスポーツ・レクリエーション活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、市は大規模な各種スポーツ大会の開催と支援 市は、生涯スポーツのきっかけづくりとして、各種スポーツ教室の開催 市は、スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発活動の実施(ニュースポーツの普及、情報提供、各種スポーツ団体の支援、指導者の育成) 市は、体育施設の整備及び管理 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人間関係の希薄化が進んだり、高齢化が進むと見込まれ、いつでも身近な場所で多様な種目に気軽に参加できる環境を更に整えていく必要がある。 体育施設の老朽化がより進むと想定される。 少子化及び体力の低下が進んでおり、スポーツ人口の維持・増加に向けて今後課題となり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 体育施設の経年劣化が進み、安全で良好な環境の中で使用できるよう補修、改修等の要望がある。(利用者、団体、議会) 全国大会を開催して欲しいとの要望がある。(団体) 多目的体育施設の建設を求める要望がある。(市民、団体) 利用しやすい環境(料金、予約システム等)を整えてほしいとの要望がある。(市民)

No.	施策の大綱 (政策)名	対象	意 図
4	活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり	市民、企業	活気があふれ、経済活動が活発になる

No.	施策名	対象	意 図	① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)		② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?(平成26年度を見越して)	③ この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?
				ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)	イ)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)		
1	活力ある水産業の振興	水産業者	地域資源を活用して、経営・所得の安定を得る	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、魚食の普及に向けた活動を行い消費拡大という役割を担っていることを認識する。あわせて国内及び国際情勢に関心を持つ。 ・水産関係業界はそれぞれの立場において、経営努力を行い、振興策に取り組む。 ・漁協は良質な漁獲物が安定的に水揚げされるよう努め、それを利用する水産加工業者は安全・安心な加工品を一般消費者に提供する使命を負う。 ・水産関連組合は、焼津ブランドの価値の向上、共同事業の推進、組合員全体の底上げを旨とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 市:「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」という水産基本法の理念に基づき、水産資源を持続的に利用しつつ需要に即した漁業生産並びに加工及び流通が行われ、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携を確保し、地域の活性化に繋げる。 県:地域の实情に応じた水産施策を策定し実施する。漁港整備とその維持管理を行う。漁港用地の貸付と利用許可を行う。 国:水産に関する施策を総合的に策定し実施する。水産に関する情報を提供する。水産物の自給率を増進させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 焼津の漁業水産業が将来にわたり維持・発展していくためには、焼津漁港に良質な漁獲物が安定的に水揚げされ、それが流通加工業界に有効利用されることが最も重要である。しかし、燃油高騰に代表されるように漁撈経費の増加に加え、水産資源の減少と世界的な水産物の需要の高まりなどで、水産物の安定供給が危惧されている。そのため、国際的にも規制が強化されることが見込まれる。それに伴い、対象となる組合員数や入港船舶数、水産加工業者数の減少も見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業者からは漁撈経費に対する支援とともに漁港の静穏度対策、水産物の鮮度保持施設の整備などへの支援要望がある。 ・住民からは、漁港の有効な土地利用の観点から公園整備を含めた賑わいづくりに結び付く整備の要望がある。また、津波対策の早期着手についての要望等が増している。 ・議会からは、水揚げ確保のための施策の推進とともに国や県に対し水産施策の充実を図るよう市が強く要望すべきとの意見がある。
2	農地、水、環境を活かした農林業の振興	農林業者	地域資源を活用して、経営・所得の安定を得る	<ul style="list-style-type: none"> ・農家及び団体は、地域の農業を担う農家となり、市民の期待する農産物を提供する。 ・市民は、地域環境である農村環境を農家と一体となって守る必要性を理解し、直売所等の利用を通じて地産地消を理解し、取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性をいかした経営が出来るように、地域の農業を担う農家を支援する。また、市民に対する啓発を行う。 ・市民に対し、農業、農村環境についての正確な情報提供 ・農業環境の整備、維持管理 ・農家に対する経営基盤確立のための支援・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の減少及び高齢化は続く(特に小規模農家、兼業農家) ・水田利用の集積化が始まる(誘導) ・市民の地域の農産物への期待は高まる。(安全な農産物) ・環境を配慮した農業生産への要望が強まる。 ・農業所得の低下が見込まれる。 ・耕作放棄地対策や水田の有効活用に対する施策が重点化、集中化されていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家から、地域の住環境である農村環境に対する理解(農業用水や農地と自分の関係)が不足しているとの意見がある。 ・市民から、安くて、安全な地元の農産物への期待はすでに高まりつつある。 ・市民から、農地の有効利用に関する意見は多く寄せられている。 ・農家、集落からは、用水をはじめとする農業施設の管理が「農家だけではできない」という意見が出始めている。 ・地域から、農業用施設の改修への要望がある。 ・市民から、農用地の土地利用計画の見直しを求める声がある。
3	にぎわいのある商工業の振興	商工業者	地域資源を活用して、経営・所得の安定を得る	<ul style="list-style-type: none"> ・経済活動は、各事業所の営利活動によるもので、基本的には事業者が自助でやるべきこと。 ・経済団体は、各事業所の指導を行う。 一方では、地域資源の利活用(商品の開発など)は行政と協働で進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、側面から各事業所を支援し、経済団体と連携して、経済活動を活発化させる環境を整える。 具体的には、人材育成、情報交換の場の提供や各種助成、融資制度の提供などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい経済状況が続くことが予想される。また、人口減少や高齢化に伴い、担い手が不足し、消費者も減る。 ・インターチェンジの設置が予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を発掘・創出・利活用すべき。(市民や議会) ・事業者に対しての融資制度の充実、新たな事業及び商品作りの支援をして欲しい。(事業所) ・市民及び商業者が主体となったイベントを充実して欲しい。(市民)
4	人が訪れ、消費が拡大する観光の振興	観光客(特に関東、中部圏の住民及び静岡空港利用者)	焼津市に訪れ、消費する	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、観光関連事業者が個々の営業努力に加え、来訪者を迎え入れるよう主体的に観光事業に取り組む。 ・住民は、おもてなしの心をもって来訪者を迎える。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は側面から各事業者及び団体を支援し、経済活動を活発化させる環境を整える。 具体的には、情報交換の場の提供や、景観、歴史、伝統、文化、産業等の地域資源の確保と外向けの広報活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡空港が開港し、国内遠方及び海外からの観光客が見込まれる。 ・新インターの設置が予想される。 ・現在の経済状況が当分続くと思われ、厳しい状況に変わりはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の活用を積極的に進めるべき。(住民、議会) ・静岡空港の活用が不十分。(議会)
5	雇用の確保と勤労者の支援	・15歳～64歳の市民 ・勤労者	・地域で働けるようになる ・安心して働けるようになる	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳～64歳の市民は、働く意志をもって働く。 ・雇用主は、積極的に市民を雇用し、働きやすい職場環境を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国:経済及び雇用対策(職業斡旋、紹介、企業経営支援) 県:経済及び雇用安定の支援 市:市内での働く場所の確保。国県が行う労働施策事業に対する啓発、支援。市内事業者が行う就労取組への支援。本来事業主が雇用する労働者に対して行う福利厚生事業について国の指導に基づき側面支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済及び雇用情勢は極めて不透明であり、雇用情勢及び勤労者福祉の好転は時間を要すると思われる。 ・スマートインターの設置が予定されている。 ・今後とも生産労働人口の減少が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用だけでなく、勤務形態についての現状把握(ワーキングシェア、勤務時間の短縮、賃金ダウンなど)をすべき。(議会) ・事業者に対しての市独自の更なる支援(融資制度の拡充)をすべき。(議会)

No.	施策の大綱 (政策)名	対象	意 図
5	人と自然が調和するまちづくり	自然環境、市民	保全される、共生する

No.	施策名	対象	意 図	① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)		② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?(平成26年度を見越して)	③ この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?
				ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)	イ)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)		
1	生活環境の向上	市民、事業所	衛生的な生活が保てる 騒音・振動・悪臭の無い生活 が過ごせる	<ul style="list-style-type: none"> 市民及び団体は、河川、水路清掃への参加、身近なごみ拾いなど環境美化活動の開催及び積極的な参加。 市民は、ペット類(犬、猫など)の適正飼育 事業所は騒音、振動、臭気等の対策を適正に実施し、公害の未然防止に努めてもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生(美化)の意識啓発 河川、水路、海岸線、山の監視・指導の強化 市民、団体、事業所が実施する環境衛生活動に対して支援。 市民からの公害苦情に迅速かつ適正に対処するため、工場、事業所からの騒音、振動あるいは近隣騒音、悪臭等の防止に向け、事業所等への指導、監視に取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> 水辺の環境や水路の整備は今後とも進んでいく。 整備後の一部河川、水路は、住民参加による自主的な活動が河川等の環境維持のため継続されると見込まれる。 静岡県動物愛護管理推進計画(H21~)に基づき、犬、猫の動物が人と共生する地域づくりが進むと見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な生活環境の保全のため、公共施設、道路等でのタバコのポイ捨てに対する規制の強化が求められている。(市民) 隣近所からの犬の鳴き声、猫の糞害に対する苦情等が多く、市から飼い主等に対して指導、苦情処理を求める申し出が多くある。(市民) ごみ類等の焼却により近隣住家から煙害の苦情申し立てが多くある。(市民)
			<メモ>				
2	自然環境の保全	市民、事業所 自然環境(海、川、山、空気)	自然環境を保全する	<ul style="list-style-type: none"> 市民は日常生活において生じる環境負荷の低減に努めてもらう。(野焼きの自粛、洗剤等による排水の汚濁防止、自然に負荷の無い農業の使用など) 事業者は、事業活動に伴って生じる煤煙、汚水等の対策を適正に実施し、公害の未然防止に努めてもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> 市と県は、各々で煤煙、汚水等の規制対象事業所の立入検査、指導、監視に取り組む。 市と県は、協働して工場、事業所に対する排水基準遵守の立入指導及び監視指導を徹底していく。 海、山、川などの自然環境を適正に管理、保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市化の進展、生活様式の変化等を背景として、生活排水など、住民の日常生活に起因する環境汚染の減少が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水の汚濁等の改善要望がある。(事業所に隣接する住民) 生活排水対策として、公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置基数の増加の要望がある。(住民、議会)
			<メモ>				
3	ごみの減量化と適切な処理	市民、事業所 市外の個人・事業所	ごみの減量化と資源化を図る	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業所は排出するごみの減量化、分別の徹底、資源化の回収に協力する。 市民、事業所は排出にあたってのルールを守る。 事業者は、過剰包装、使い捨ての商品の抑制を図るなど、ごみの減量化と資源化に努める。 地域は、市民への分別指導及び自主的な資源回収に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、家庭から排出されるごみの分別、自主的に地域で行う回収及び不法投棄対策を推進していく。 ごみの減量化と資源化の啓発に活動を進め、資源循環型社会の構築に向けたごみ収集体制の整備を図る。 下水処理水から発生する汚泥のリサイクル、建設工事に係る廃棄物の再資源化に取り組んでいく。 建築物による環境負荷への低減に取り組んでいく。 事業所等を対象としたエコアクション21認証取得に向けて支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理方法は、ごみを燃やして埋立処理することから、ごみの焼却で発生する熱エネルギー等を回収し、また焼却灰の資源化への取り組みが、より一層進められると推移できる。 木材チップ等の現在廃棄物として処理されるものを資源化する取り組みが進んでいくと見込まれる。 現在の2つの処理施設は、操業開始から高柳が25年、一色が35年(改修後21年)を経過し、藤枝市での新たな処理施設の建設が進むと見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化を図るため、生ごみの資源化等の推進を求める要望がある。(議会) ごみの収集方法をステーション方式から戸別回収への切り替えを求める要望がある。(市民) 生活居住区に不法投棄(テレビ、ビデオ、あき缶など)されるごみの回収要望やごみの分別指導を求める意見がある。(市民) 事業所から排出されるごみの指導を求める意見がある。(志太広域事務組合)
			<メモ>				
4	省エネ生活の推進	市民、事業所	省エネ活動に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> 住民は、環境に配慮した生活スタイルを取り入れる。(家庭で出来る省エネ行動の実践や太陽光など自然エネルギーの導入、利用促進、公共交通機関の積極的な利用等) 事業者は、環境の負荷を軽減する活動に取り組む。(水・燃料・廃棄物の抑制やCASBEE静岡(建築物総合環境性能評価システム)の導入) 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、京都議定書での約束である二酸化炭素等の温室効果ガスを1990年比6%削減することが義務付けられている。また、目標として1990年比25%削減を掲げている。 市は環境基本計画を着実に進めていく。市役所地球温暖化防止実行計画の推進、省エネ行動の啓発、自然エネルギー等の導入・活用及び支援、低公害車・低燃費低排出車の導入、公共交通機関の利用促進などに取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素等温室効果ガス25%削減に向けた新たな取り組みが示されることが想定される。 新エネルギーとして、太陽光などの自然エネルギーの導入、利用が今以上に増加する。 建築物による環境負荷への低減に取り組まれていくこと推測される。 家庭での省エネ行動が温室効果ガスの抑制が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然エネルギーに関しての関心度が高く、太陽光発電システム設置補助基数の増を求める要望がある。(市民) 新エネルギー活用をどのように進めるかの質問がある。(議会)
			<メモ>				

No.	施策の大綱 (政策)名	対 象	意 図
6	市民と行政がともに創るまちづくり	市民、行政	協働してまちづくりをする

No.	施 策 名	対 象	意 図	① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)		② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?(平成26年度を見越して)	③ この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?
				ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)	イ)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)		
1	互いに認め合い尊重されるまちづくり	市民	認め合い尊重される	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、職場、学校、地域、家庭等の各場面において、思いやりを持つ心を醸成し、相互に人権を尊重する 地域及び事業所は、人権尊重などの重要性を認識し、行動する 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県は、関連事項に関する指針・通知等により、見解を示す 市は、案件について市民の意識が高まるようセミナー・フォーラム・交流会・キャンペーン等の啓発を行う 市は、関連団体の事業を支援する 市は、施設のバリアフリーを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> この施策についてベースとなっている基本的な考え方は、時代が要請する人権の尊重であり、民意として今後は関連する施策の推進に拍車がかかってくるものと想定される。 男女共同参画では、基本法制定から10年経過、本年8月に国連女子差別撤廃委員会において本条約に対する日本の政策について指摘や勧告が行われたことから、地方自治体への事業促進が一層求められる。 近隣自治体において、男女共同参画推進条例が制定、もしくは制定予定が複数ある。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の推進について、条例の制定を求める声がある(男女共同参画プラン推進市民会議)
2	情報共有化の推進	市民、議会、行政	情報を共有する	<ul style="list-style-type: none"> 住民及び地域は、情報を得られる機会を積極的に利用する。 住民及び地域は、必要とする情報が得られない場合は、地域及び行政に求める。 住民及び地域は、自分たちからも地域及び行政に情報を発信していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要とされる情報を迅速に分かりやすく提供する。 行政情報を積極的に開示する。 発信した情報がどのように受信されたか確認する。 求められている情報は何かを把握する。 情報交換の機会を持つ、場を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報を伝達する媒体の多様化(インターネットの普及)及び高齢化が進み、情報格差がさらに進む。 活字離れがすすむ中、印刷物による情報提供の浸透率が伸びない。 情報量がますます増えていく。 価値観の多様化が進み、市民が求める情報が多岐に渡る。 同一媒体で一律に情報を提供することが困難になる。 直接、間接を問わず住民同士の情報交換の場、機会が増えていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年8月の市政懇談会で、議会の様子をケーブルテレビで中継してもらいたいという要望が出ている。 平成21年4月の市政懇談会では、その場で発言でき、また市長の生の声が聞けてうれしいという参加者からの声があった。 「合併後の制度の統一、改正など市民に周知されていない部分は、情報不足の中での甘え、誤解によるものであり開示する努力が不足している。また、伝え方は大事である。」と平成21年10月の焼津市行財政改革推進審議会で委員より意見が出ている。 市民からは、自分の知りたい情報をどこに問い合わせが良いのか分からないとの意見がある。
3	市民参画と協働の推進	市民、行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民が参画・参加する 市民(地域・団体)と行政が共通の目標に向けて、対等の立場で互いが主体となってまちづくりに取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、一人ひとりが地域コミュニティのために行動を起こす。日頃から市政に関連する情報を取得し、理解する協議会等の公募に積極的に応募し、政策・施策の企画(計画づくり含む)及び実施や評価に関与すると共に地域やまちづくりの課題解決に取り組む 地域・団体は、行政(市)や市民と目標を共有の上、主体的に地域やまちづくりの課題解決に取り組む 事業所は、社会の一員としての責任として、地域社会に貢献する 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、協働事業を提案して市民組織の活力を引き出す 協働の取組に対する資金的枠組みや制度の構築を行うもしくは支援する まちづくりに市民が参画できる機会を増やす(例.協議会等の設置にあたって市民公募の手法を用いる) 市民が活動できる場を(活動拠点、交流拠点づくり)提供する 	<ul style="list-style-type: none"> 制度設計の基本を示した地方制度調査会答申(第27回)において、「協働」は今日の大きな政策理念となっている まちづくりを担うのは行政のみではないという認識が形成されつつある 他市においては、市民協働に関する条例、指針等の制定や制定検討が進んでいる 地縁組織の構成員数は減っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の制定を望む声がある(議会、市民、首長) 情報と交流の拠点となる市民活動センターの設置要望が寄せられている(前行革懇話会、団体)
4	市民満足度の高い行政運営	行政	市民満足度が高まる	<ul style="list-style-type: none"> 市の取り巻く環境や市の取り組みを知る。理解する。 必要な行政サービスが確保されているかを確認する。 市民本位の行政運営が進められているか確認する。 効率的・効果的に行政運営が進められているか確認する。 市民への説明責任が果たされているか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価を実施し、行政評価システムによるPDSサイクルを確実に実行し、市民本位の行政運営を進める。 行政評価を踏まえた機能重視の組織体制の確立及び定員適正化計画に基づく職員の適正配置に努める。 行政情報の積極的な公開や説明責任を果たすとともに、個人情報保護などの情報セキュリティ対策に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズの多様化・高度化に伴い、新たな行政サービスが求められると想定される。 一方で、職員適正化計画に基づく職員数の減少が見込まれる。 権限移譲など地方分権型社会へ対応するための組織及び人材育成が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域別に異なる市民サービスの一元化が求められている。(住民・議会)
5	健全な財政運営	行政	健全な財政運営を行う	<ul style="list-style-type: none"> 市の財政状況及び健全な財政運営の必要性を理解していただく。 市税及び使用料等の納付義務を果たしていただく。 住民及び地域ができること、やるべきことは、住民や地域で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 健全な財政運営は、市が一義的に取り組むべきものであり、自主財源の確保及び行財政改革の推進、財政状況などの情報提供に努める。 国・県の役割は、地方譲与税、交付金、及び補助金等による直接的な財政支援、並びに指導・助言等による間接的な支援である。 	<ul style="list-style-type: none"> 景気低迷により一般財源の柱である市税収入の減少が続いており、今後も伸びは期待できない。 少子高齢化や地方分権の推進、公共施設の耐震化等による、財政支出の増加が見込まれる。 国の財政状況は厳しく、直接的な財政支援の増加は期待できず、逆に地方負担の増大が懸念される。 政権交代により、今後4年間は多くの制度が変更されると考えられるが、具体的にはなっていない。 厳しい財政状況の中で市民の行財政に対する視線は、より厳しいものとなってくると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納対策など自主財源の確保を求める声がある。(議会)